

資料 No. 5

第9号議案

福井県朝倉氏遺跡研究協議会規則の一部改正について

別紙のとおり、福井県朝倉氏遺跡研究協議会規則（平成8年福井県教育委員会規則第8号）の一部を改正する。

平成24年5月24日提出

教育長 林 雅 則

提 案 理 由

機構改革に伴い、所要の規定を整備する必要があるため、この案を提出する。

○福井県朝倉氏遺跡研究協議会規則の一部改正について

1 改正理由

一乗谷朝倉氏遺跡資料館が観光営業部に移管したことに伴い、所要の改正を行う。

2 施行期日

県報公布の日

別紙

福井県朝倉氏遺跡研究協議会規則の一部を改正する規則 新旧対照表  
福井県朝倉氏遺跡研究協議会規則（福井県教育委員会規則第八号）

改正案

(庶務)  
第七条 協議会の庶務は、埋蔵文化財調査センターにおいて処理する。

現行

(庶務)  
第七条 協議会の庶務は、一乗谷朝倉氏遺跡資料館において処理する。

